国立大学法人電気通信大学倫理規程

制定 平成16年4月1日規程第43号 最終改正 令和5年7月12日規程第15号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学(以下「大学」という。)の役員及び職員(以下「職員等」という。)の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって大学業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(事業者等)

- 第2条 この規程において、「事業者等」とは、法人(法人でない社団又は財団で代表者 又は管理人の定めがあるものを含む。) その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の 利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。) をいう。
- 2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(利害関係者)

- 第3条 この規程において、「利害関係者」とは、職員等が職務として携わる次の各号に 掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - 物品購入等又は共同研究及び受託研究その他の契約に係る業務これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
 - 二 入学の決定に係る業務

大学への入学を志願する者及びその関係者

- 三 学生等の懲戒処分の決定に係る業務 当該懲戒処分の対象となる学生等及びその関係者
- 四 卒業判定又は修了判定の決定に係る業務 当該卒業判定又は修了判定の対象となる学生等及びその関係者
- 五 学位論文(大学院の課程を修了するための論文を除く。)の審査に係る業務 当該学位論文審査の対象となる者及びその関係者
- 六 職員として採用する者の決定に係る業務 大学に職員として採用を希望する者及びその関係者
- 七 その他前各号に類する許可等に係る業務 これらの許可等の申請をしている事業者等及びこれらの許可等の申請をしようとして いることが明らかである事業者等
- 2 職員等に異動があった場合において、当該職員等の利害関係者であった者が、後任の職員等の利害関係者であるときは、異動の日から起算して3年間(当該期間内に、利害関係者であった者が利害関係者でなくなったときは、その日までの間。)は、利害関係者である者とみなす。
- 3 他の職員等の利害関係者が、職員等をしてその役職に基づく影響力を他の職員等に行

使させることにより自己の利益を図るためその職員等と接触していることが明らかな 場合においては、その職員等の利害関係者でもあるものとみなす。

(倫理行動基準)

- 第4条 職員等は、大学の職員等としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各 号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準として、行動 しなければならない。
 - 一職員等は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする 等、不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければな らないこと。
 - 二 職員等は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を私的利益のために用いてはならないこと。
 - 三 職員等は、法令及び大学の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該 権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならないこ と。
 - 四 職員等は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
 - 五 職員等は、勤務時間外においても、自らの行動が大学の信用に影響を与えることを 常に認識して行動しなければならないこと。

(倫理監督者)

第5条 職員等の職務に係る倫理の保持を図るため、大学に倫理監督者を置き、学長をもってあてる。

(倫理監督者への相談)

第6条 職員等は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断する ことができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第9条第1項各号に掲げる行 為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するもの とする。

(倫理監督者の責務等)

- 第7条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
 - 一 贈与等報告書の受理、審査及び保存並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備 その他の職員等の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
 - 二 職員等がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
 - 三 職員等がこの規程に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知 したことを理由として、当該通知をした職員等が不利益な取扱いを受けないよう配慮 すること。
 - 四 職員等からの第10条第2項又は第6条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う こと。
 - 五 職員等からの第13条の申請を適当と認めた場合に、許可又は承認を行うこと。
 - 六 研修その他の施策により、職員等の倫理観のかん養及び保持に努めること。
 - 七 職員等が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員等の職務に係る倫理の保持に関し、必要な

指導及び助言を行うこと。

(倫理監督者補佐)

第8条 倫理監督者は、倫理監督者補佐を指名し、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(禁止行為)

- 第9条 職員等は、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他 これらに類するものを含む。)を受けること。
 - 二 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子 のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
 - 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - 四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - 五 利害関係者から未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。)第2条第16 項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店 頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。
 - 六 利害関係者から供応接待を受けること。
 - 七 利害関係者と共に飲食をすること。
 - 八 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - 九 利害関係者と共に旅行(職務としての旅行を除く。)をすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員等は、次に掲げる行為を行うことができる。
 - 一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの 贈与を受けること。
 - 二 多数の者が出席する立食パーティー(飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。)において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - 三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用 すること。
 - 四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係 者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)。
 - 五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - 六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、 又は利害関係者と共に飲食すること。
 - 七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
 - 八 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席 した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食(夜間におけ

るものに限る。) にあっては、倫理監督者が、公正な職務の執行に対する国民の疑惑 や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。

3 第1項の規定の適用については、職員等が、利害関係者から、物品若しくは不動産を 購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合 において、それらの対価がそれらの行為が行われたときにおける時価よりも著しく低い ときは、当該職員等は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する 額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

- 第10条 職員等は、私的な関係(職員等としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。
- 2 職員等は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないか どうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従 うものとする。
- 3 職員等は、同じ部署等で勤務した関係又は大学が行った研修若しくは大学から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であって、利害関係者に該当するものと共にする飲食については、利害関係者以外の者を含む多数の者が出席する場合であって自己の飲食に要する費用を負担するときに限り、前条第1項第七号の規定にかかわらず、これをすることができる。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

- 第11条 職員等は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
- 2 職員等は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の 対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場 に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(行政機関等との接触についての準用)

第12条 職員等が国の行政機関、地方公共団体等の職員と接触する場合については、国民 の疑惑や不信を招くような行為の防止を基本として、職務上の必要性に留意しつつ、第 9条から前条までの規定を準用する。

(講演等に関する規制)

- 第13条 職員等は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ若しくはテレビの放送番組への出演(兼業許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。
- 2 倫理監督者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、職員等の職務の種類又は内容に応じて、当該報酬の額が公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれ

があると判断した場合は、当該講演等を承認しないものとする。

(飲食の許可又は講演等の承認の申請)

第14条 職員等は、第9条第2項第八号の規定による許可又は前条の規定による承認の申請をしようとするときは、それぞれ様式第1号による飲食許可申請書又は様式第2号による講演等承認申請書を作成し、倫理監督者に提出するものとする。

(贈与等の報告)

第15条 役員及び管理監督の地位にある職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と職員等の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けたとき又は当該報酬の支払を受けたときにおいて役員及び管理職の地位にある職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき5千円を超える場合に限る。)は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、様式第3号による贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、倫理監督者に提出しなければならない。

(報酬)

- 第16条 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。
 - 一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
 - 二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員等の 現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等であって職員等が行うものであ ることを明らかにして行うものの報酬
- 2 前項各号の報酬は、教育研究職員が自己の教育研究成果に基づいて行う講演等に係る 報酬を除く。

(報告書の保存及び閲覧)

- 第17条 第15条の規定により提出された贈与等報告書は、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 何人も倫理監督者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき2万円を超える部分に限る。)の閲覧を請求することができる。
- 3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算 して60日を経過した日の翌日以後、倫理監督者が指定する場所で行うことができる。 (職員等がこの規程に違反した場合の対処等)
- 第18条 倫理監督者は、職員等がこの規程に違反する行為を行った疑いがあるときは、直 ちに調査を行う。
- 2 倫理監督者は、前項の調査の結果、当該職員等がこの規程に違反する行為があったと 認められる場合は、必要な措置を厳正に行うものとする。

(雑則)

第19条 倫理監督者は、この規程の実施に関し必要な事項を別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日規程第65号)

この規程は、平成24年3月27日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第119号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月25日規程第52号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」 という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみ なす。
- 3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り 繕って使用することができる。

附 則 (令和5年7月12日規程第15号) この規程は、令和5年7月12日から施行する。

飲食許可申請書

所 属 職

氏 名

国立大学法人電気通信大学倫理規程第9条第2項第八号ただし書の規定に基づき、下記のとおり飲食の許可を申請します。

記

- 1 飲食の目的及び必要性
- 2 飲食の日時及び場所
- 3 ともに飲食する利害関係者の所属、氏名、役職及び人数
- 4 同席する利害関係者以外の者の所属、氏名、役職及び人数
- 5 自己の負担する費用
- 6 その他必要な事項

講演等承認申請書

所假既名

国立大学法人電気通信大学倫理規程第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり講演等の 承認を申請します。

記

- 1 講演等の目的及び必要性
- 2 講演等の日時及び場所
- 3 講演等の内容及び相手方
- 4 依頼を受けた利害関係者の所属、氏名及び役職
- 5 報酬の額
- 6 その他必要な事項

贈与等報告書

電気通信大学長 殿

所役氏名

贈与等により利益を受け又は報酬の支払を 受けた年月日	
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
贈与等の内容又は報酬の内容	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた 報酬の価額	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた 報酬の価額として推計した額を記載してい る場合にあっては、その推計の根拠	
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数。)	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った 事業者等の名称及び住所	
第2条第2項の規定により事業者等とみなされる者が贈与等を行った場合にあっては、その役職は又は地位及び氏名(複数であるときは、代表する役職又は地位及び氏名。)	
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等 と職員等の職務との関係	

(注)

- 1 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、職員等が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、供応接待等の事実を、職員等が報酬の支払を受けた場合にあっては、職員等が提供した人的役務の内容並びに職員等が当該役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。
- 2 「贈与等の内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動 産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。
- 3 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠」欄には、販売業者等への販売価額の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計した根拠を記載する。
- 4 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。